

# 令和3年度 市町決算の概要

## 1 決算規模

令和3年度の市町の決算規模は、歳入総額、歳出総額ともに前年度決算額を下回ったものの、いずれも過去2番目の規模となった。

歳入においては、地方税および地方交付税は増加したものの、国庫支出金、地方債等が減少したことにより、前年度比1,019億47百万円の減（▲12.8%）となった。

歳出においては、扶助費や積立金は増加したものの、補助費等や普通建設事業費などが減少したことにより、前年度比1,085億34百万円の減（▲14.0%）となった。

令和3年度の県内市町の普通会計決算額は、

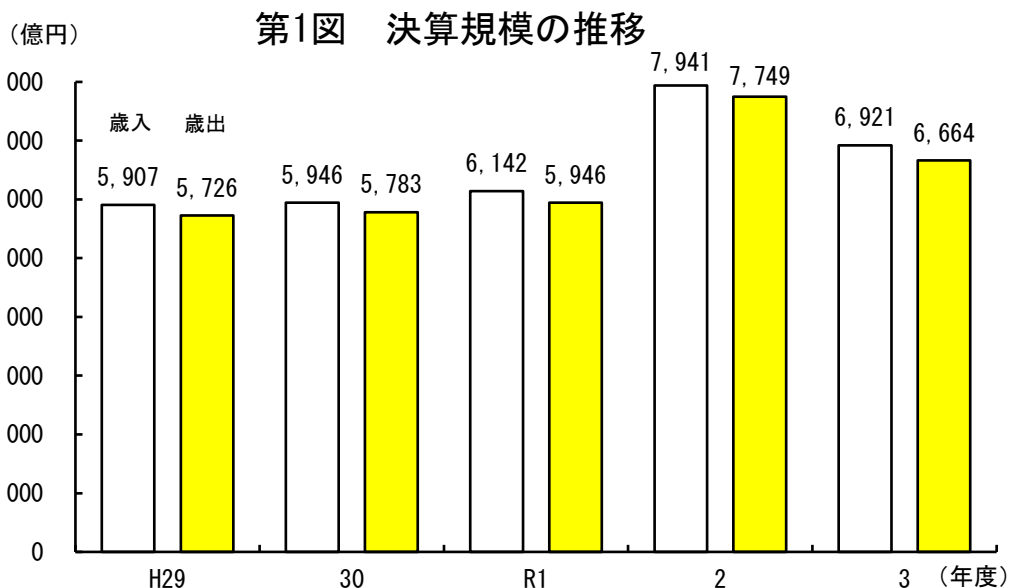
歳入 6,921億18百万円（前年度7,940億66百万円）

歳出 6,663億83百万円（前年度7,749億17百万円）

であり、前年度に比べると、歳入が1,019億47百万円（対前年度比12.8%減）減少、歳出が1,085億34百万円（同14.0%減）減少した。団体区別にみると、歳入が都市で13.1%減、町で8.3%減、歳出が都市で14.3%減、町で9.9%減となっている。

歳入の減少については、法人市町民税の増加により地方税が増加した一方で、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少により国庫支出金が、庁舎整備事業や環境施設整備事業の進捗により地方債が減少したことなどによるものである。

歳出の減少については、子育て世帯への臨時特別給付や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付等の増加により扶助費が増加した一方で、特別定額給付金給付の終了等により補助費等が、庁舎整備事業や環境施設整備事業の進捗による減により普通建設事業費が減少したことなどによるものである。



## 2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が39年連続で黒字を計上している。

実質単年度収支は、財政調整基金の積立金が大きく増加し、取崩額が減少したことにより、前年度より黒字幅が増加した。

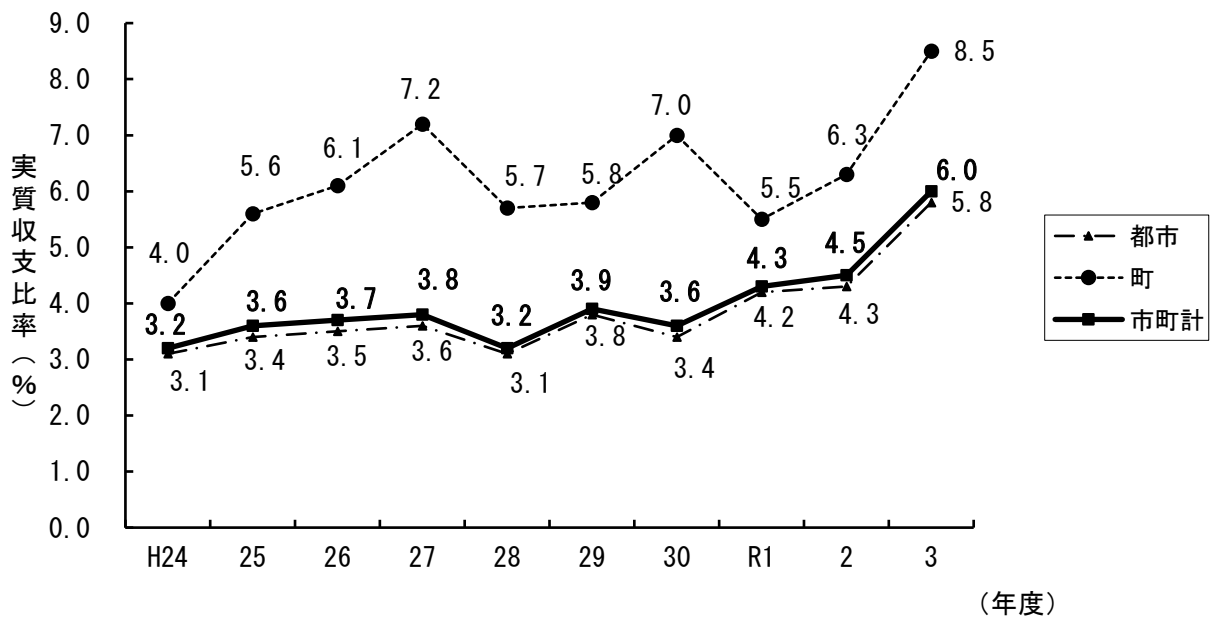
### (1) 実質収支

令和3年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、257億35百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源39億10百万円を控除した実質収支は、218億25百万円の黒字となっている。

実質収支は、前年度（154億97百万円）に比べ63億28百万円増加しており、昭和58年度以降39年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する実質収支額の割合）は、都市が5.8%、町が8.5%で、市町全体では6.0%（前年度4.5%）となっている。

### 第2図 実質収支比率の推移



### (2) 単年度収支

単年度収支（当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は、都市、町ともに黒字となり、県計では63億28百万円の黒字となった。

また、赤字の団体数は、19団体中5団体（2市3町）となっている。

### (3) 実質単年度収支

実質単年度収支（単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額）は、都市、町ともに黒字となり、県計では164億3百万円の黒字となっている。

### 3 歳 入

令和3年度の歳入決算額は、6,921億18百万円で、前年度に比べ1,019億47百万円、12.8%減少している。

これは、地方消費税交付金等の増加により県税交付金が前年度比52億48百万円、15.2%増加、地方交付税が前年度比171億62百万円、19.8%増加した一方、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減少により国庫支出金が前年度比1,093億8百万円、42.4%減少、地方債が前年度比183億93百万円、25.8%減少したことなどによる。

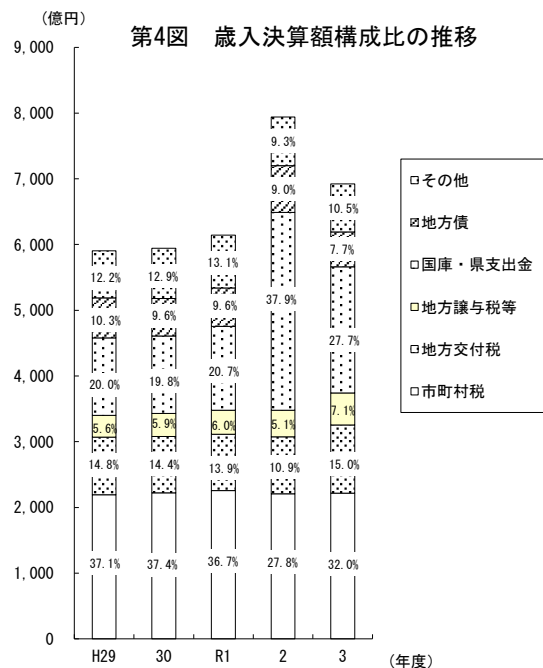
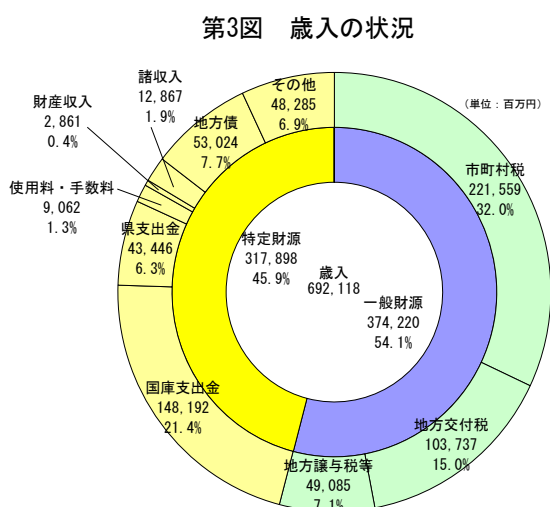
なお、歳入に占める一般財源の構成比は、前年度比10.3ポイント増の54.1%となった。

#### (1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,215億59百万円（歳入総額に占める構成比32.0%）、地方交付税：1,037億37百万円（同15.0%）、国庫支出金：1,481億92百万円（同21.4%）、地方債：530億24百万円（同7.7%）が主なものである。

団体区分別に歳入総額に占める構成比の上位3科目をみると、都市においては、市町村税：32.2%（前年度27.9%）、国庫支出金：21.7%（前年度32.7%）、地方交付税：14.5%（同10.6%）に対し、町においては、市町村税：29.9%（同27.3%）、地方交付税：21.7%（同16.0%）、国庫支出金：16.0%（同26.8%）となっており、都市において市町村税の占める割合が町より2.3ポイント高いものの、国庫支出金の占める割合が5.7ポイント高くなったため、町より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、3,742億20百万円で、前年度に比べ263億8百万円増加しており、歳入総額に占める構成比は、54.1%と前年度（43.8%）から10.3ポイント増加した。



## (2) 歳入項目別の状況

市町村税は、法人市町民税等の増加により、前年度比0.3%増、6億38百万円の増加となった。

地方特例交付金等は新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の新設等により、前年度比181.5%増、31億83百万円の増加となった。

国庫支出金は特別定額給付金給付事業費・事務費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少により、前年度比42.4%減、1,093億8百万円の減少となった。

県税交付金は、地方消費税交付金等の増加により、前年度比15.2%増、52億48百万円の増加となった。

繰入金は、財政調整基金取崩等の減少により、前年度比30.3%減、57億91百万円の減少となった。

地方債は、庁舎整備事業の進捗等により、前年度比25.8%減、183億93百万円の減少となった。なお、臨時財政対策債は前年度比27.3%増の226億83百万円であった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比5.5ポイント増加し42.6%となった。この要因は、市町村税等の自主財源総額が減少したが、国庫支出金等の依存財源総額も大きく減少したことによるものである。

### 自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自主財源	294,635	42.6	294,856	37.1	▲ 221	▲ 0.1
市町村税	221,559	32.0	220,921	27.8	638	0.3
諸収入	12,867	1.9	10,424	1.3	2,443	23.4
使用料・手数料	9,062	1.3	8,681	1.1	380	4.4
その他	51,147	7.4	54,829	6.9	▲ 3,682	▲ 6.7
依存財源	397,483	57.4	499,210	62.9	▲ 101,726	▲ 20.4
地方交付税	103,737	15.0	86,575	10.9	17,162	19.8
国庫・県支出金	191,638	27.7	300,633	37.9	▲ 108,995	▲ 36.3
地方債	53,024	7.7	71,416	9.0	▲ 18,393	▲ 25.8
その他	49,085	7.1	40,586	5.1	8,499	20.9
合計	692,118	100.0	794,066	100.0	▲ 101,947	▲ 12.8

## 4 歳 出

令和3年度の歳出決算額は、6,663億83百万円で、前年度に比べ1,085億34百万円、14.0%減少している。

目的別構成比では、民生費が全体の約4割(38.8%)を占めており、総務費(14.0%)、教育費(11.6%)、衛生費(10.5%)、土木費(8.7%)がこれに続いている。

性質別では、「義務的経費」が、扶助費の増等により前年度比13.0%増、3,283億32百万円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の減により、前年度比20.1%減の744億65百万円となった。

### (1) 目的別歳出の状況

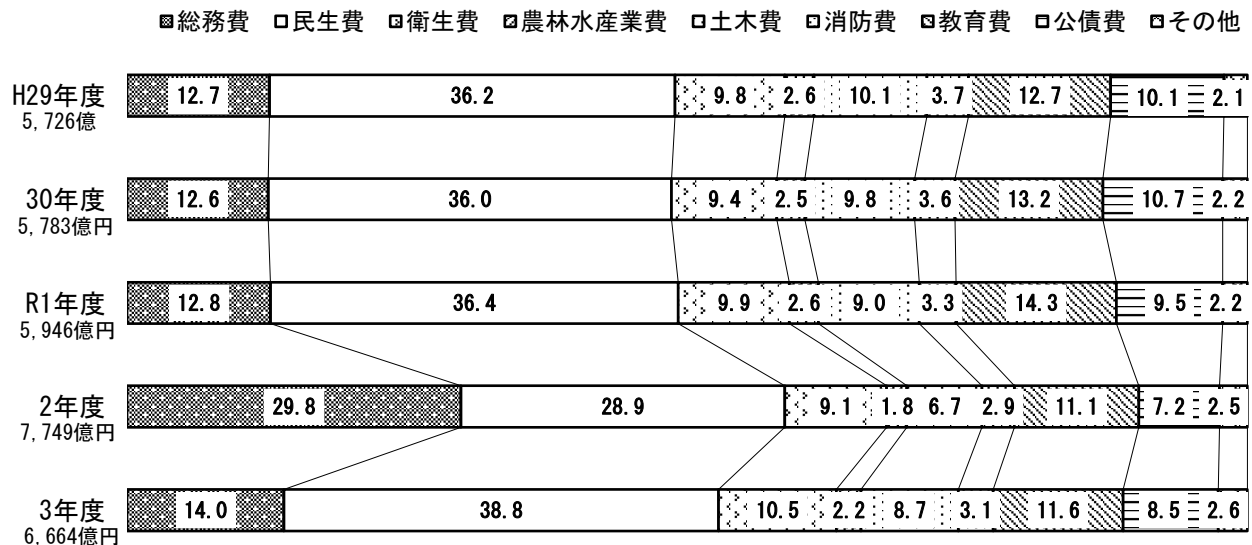
決算額の前年度比では、民生費は、子育て世帯への臨時特別給付や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付等の増加により、前年度と比べ343億95百万円の増(15.4ポイント増)となった。一方で、総務費は、特別定額給付金給付終了による減等により、前年度比1,376億22百万円の大幅な減、教育費は、GIGAスクール構想に伴う教育施設の整備の進捗により前年度比84億25百万円の減となった。

また、歳出総額に占める構成比は、民生費(歳出総額に占める構成比38.8%)が最も高く、総務費(同14.0%)、教育費(同11.6%)、衛生費(同10.5%)、土木費(同8.7%)と続いている。

なお、10年前(平成23年度)の決算額と比較すると、決算額全体が28%の増となる中、民生費は55%の増、衛生費は38%の増、総務費は24%の増となっている一方、公債費は11%の減となっている。

## 第5図 目的別歳出決算額構成比の推移

(単位：%)



## (2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 3,283 億 32 百万円(歳出総額に占める構成比 49.3%)、投資的経費 744 億 65 百万円(同 11.2%)、一般行政経費 1,764 億 6 百万円(同 26.5%)となっている。

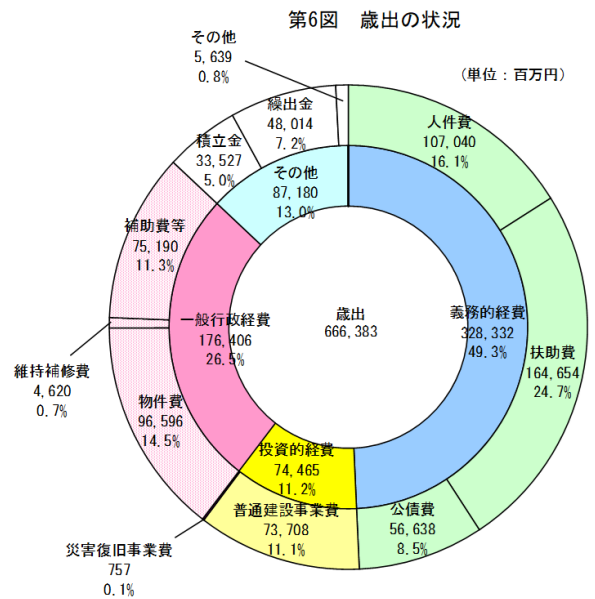
前年度と比べると、義務的経費の割合は 11.8 ポイント増、投資的経費が 0.8 ポイント減、一般行政経費が 14.5 ポイント減となっている。

義務的経費のうち、人件費は、会計年度任用職員制度の導入に伴う地方公務員共済負担金の増等により、前年度に比べ 4.5% の増となった。また、扶助費は子育て世帯への臨時特別給付や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付の増加等により前年度に比べ 24.8% の増となった。

投資的経費のうち、普通建設事業費は、庁舎整備事業や環境施設整備事業の進捗による減により、前年度に比べ 20.4% の減となった。

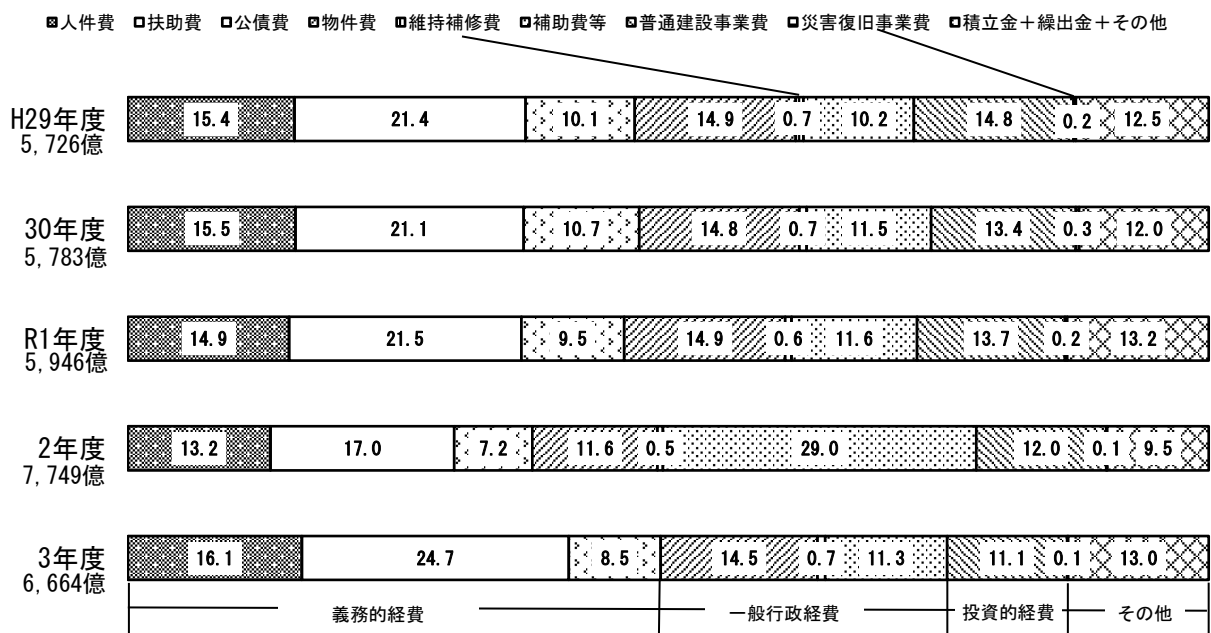
一般行政経費のうち、補助費等は、特別定額給付金給付の終了等により、前年度と比べて 66.5% の減となった。

なお、10年前(平成23年度)の決算額と比較すると、義務的経費は 31% の増、一般行政経費は 36% の増、投資的経費は 24% の増となっており、決算額全体は 28% の増となった。



## 第7図 性質別歳出決算額構成比の推移

(単位：%)



## 5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率について、分子である経常的経費充当一般財源が人件費の増等により増加したものの、分母である経常一般財源も地方交付税等の増により増加した結果、87.3%（都市87.6%、町83.7%）と前年度より5.0ポイント低下した。

### (1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

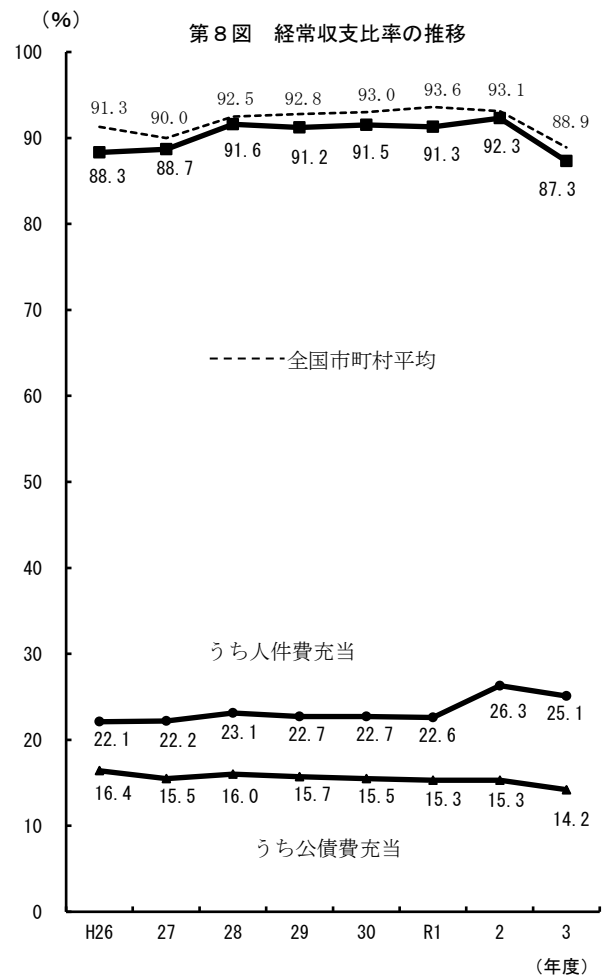
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

令和3年度の経常収支比率は、分子である経常的経費充当一般財源が人件費の増等により増加したものの、分母である経常一般財源も、普通交付税の再算定による地方交付税の大幅な増等により増加したことから、前年度の92.3%に比べて5.0ポイント低下し、87.3%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は25.1%で、前年度に比べ1.2ポイントの低下、公債費に充当されたものの比率は14.2%で、前年度に比べ1.1ポイントの低下となっている。

経常収支比率を段階別で見ると、90%を上回る団体は2団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、全団体において比率が低下した。



### 経常収支比率の段階別団体分布

年度	率	～70	70～75	75～80	80～85	85～90	90～95	95～100	100～
H29		0	0	1	0	2	13	3	0
30		0	0	0	1	7	8	3	0
R1		0	0	0	1	5	10	3	0
2		0	0	0	0	3	14	2	0
3		0	0	0	5	12	2	0	0

## 6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、全体としては、前年度比7.7%減少し、5,503億30百万円となった。

地方債現在高は、前年度比0.1%減少し、6,057億98百万円となった。

債務負担行為は、前年度比13.1%減少し、1,614億49百万円となった。

また、積立金現在高は、財政調整基金、減債基金およびその他特定目的基金すべての増加により、総額では前年度比10.6%増加し、2,169億17百万円となった。

### (1) 地方債現在高の状況

令和3年度末の地方債現在高は、6,057億98百万円であり、臨時財政対策債の現在高は増となったものの、緊急防災・減災事業債の減等により、前年度末(6,067億4百万円)に比べると9億6百万円減少した。

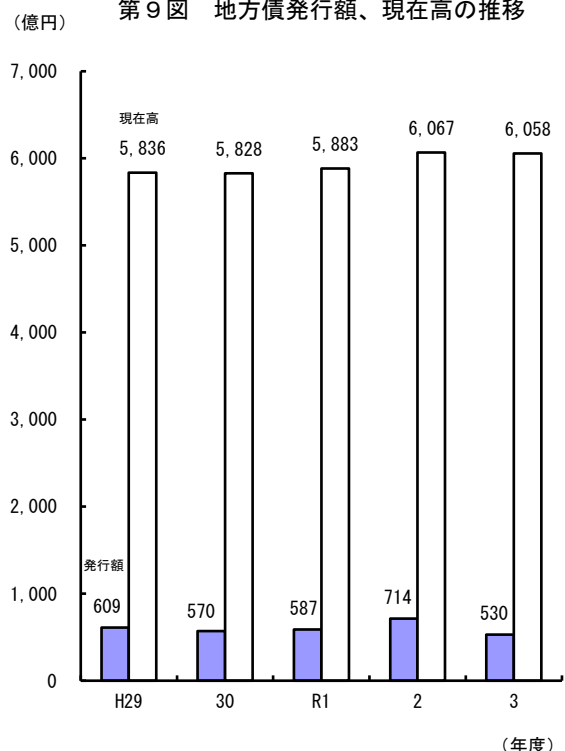
地方債現在高のうち、平成13年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合は前年度より増加し、2,452億92百万円となっている。

なお、住民一人当たりの地方債現在高は、428,058円(前年度427,592円)となっている。

地方債現在高の目的別構成比をみると、臨時財政対策債(40.5%)、一般単独事業債(32.5%)、学校教育施設等整備事業債(7.9%)が主なものである。

借入先別内訳をみると、財政融資資金(26.5%)、市中銀行(39.3%)、地方公共団体金融機構資金(14.3%)、旧郵政公社資金(1.2%)等となっている。

第9図 地方債発行額、現在高の推移



### (2) 積立金現在高の状況

令和3年度末の基金残高は、全体としては2,169億17百万円で、前年度末(1,961億58百万円)に比べると207億59百万円増加した。団体別の基金残高の前年度との比較では、18団体において残高が増加、1団体において減少した。

基金別の内訳をみると、財政調整基金(現在高626億46百万円)は前年度末に比べて77億54百万円の増加、減債基金(現在高329億91百万円)は29億22百万円の増加、その他特定目的基金(現在高1,212億80百万円)は公共施設等の整備のための基金への積立や取崩し、ふるさと納税を財源とする積立等により100億83百万円の増加となった。

### (3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

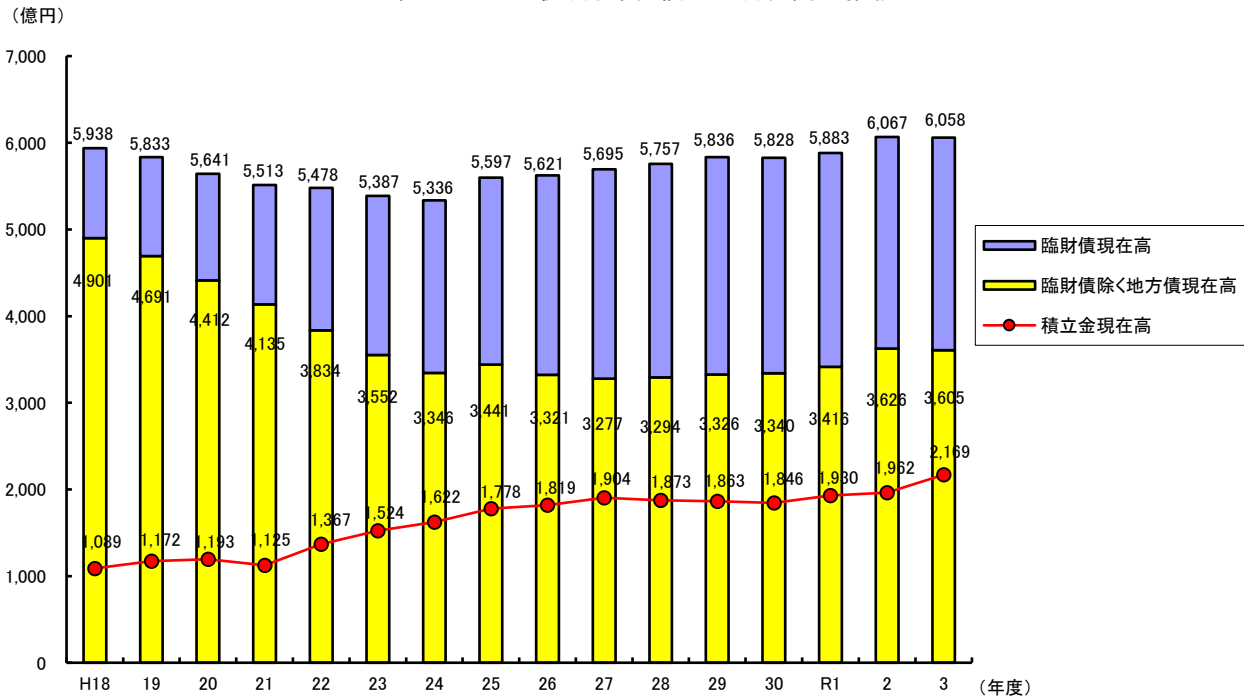
令和3年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、1,614億49百万円であり、前年度



末（1,858億10百万円）に比べると、243億61百万円減少している。

なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担は、5,503億30百万円となり、前年度（5,963億56百万円）から460億26百万円、7.7%減少した。

第10図 地方債現在高・積立金現在高の推移



## 7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

### (1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では実質赤字が生じた市町はなく、全国においても実質赤字が生じている団体はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

### (2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では連結実質赤字が生じた市町はなく、全国においても連結実質赤字が生じている団体はない。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられている。

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、5.1%（都市 5.0%、町 5.9%）となり、前年度に比べて 0.3 ポイント低下している。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体はない。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（令和元年度から令和 3 年度）の平均値で表している。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において18%以上の団体はない。

早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は35%とされている。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、財政再生基準以上の団体が1団体ある。

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多いため、数値なし。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。（地方債現在高等の将来負担額に比べ、基金等の充当可能財源額が多い場合、将来負担比率は算定されない。）

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はなく、全国においても早期健全化基準以上の団体はない。

#### (5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなし。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成 20 年度決算から、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。

なお、令和 3 年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- |          |            |           |            |
|----------|------------|-----------|------------|
| ・実質赤字比率  | 0 団体（0 団体） | ・連結実質赤字比率 | 0 団体（0 団体） |
| ・実質公債費比率 | 1 団体（1 団体） | ・将来負担比率   | 0 団体       |

※（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。